

ラオスにおける e コマース事業に関するガイドライン

2023 年 5 月 8 日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2021 年 4 月に事業許可の取得及び電子契約について規定した「電子商取引に関する政府令 (No.296/GO) (以下、政府令)」が発行されています (詳細は 2021 年 5 月 31 日発行の[ニュースレター](#)をご参照ください)。今回、商工業省は、政府令の第 6 条から第 17 条、第 35 条から第 40 条、第 42 条、第 51 条及び第 59 条について、補足説明するために、2023 年 4 月 5 日付で「電子商取引 (e コマース) 事業の承認と事業許可通知に関するガイドライン (No0479) (以下ガイドライン)」を発行しました。



ガイドラインには、すでに e コマース事業をはじめている個人や法人に対しても、商工業省からの事業承認や事業許可の取得を義務付け、厳格に実施させる目的もあります。本ニュースレターでは、その補足された点の要点について、解説いたします。

2. e コマースの事業承認機関とその取得期限について (政府令第 10 条の補足)

e コマースの形態は 3 種類¹あり、その中で、ネット販売(Online Ordering Function)及びマーケットプレイス (Electronic Marketplace) への出店については、会社を設立する必要はありませんが、**商工業省国内貿易局**から「e コマース事業承認証明書」を取得する必要があります。政府令では、管轄機関が、商工業省としか記載されていませんでしたが、ガイドラインでは、**国内貿易局**が管轄機関であることが明示されました (政府令第 51 条の補足説明)。また、既存の事業者に対しては、ガイドラインの施行日 (2023 年 4 月 5 日) から 90 日以内に、当局へ事業許可の手続きをとることを義務付けています。政府令では、政府令の施行日である 2021 年 6 月 5 日から 90 日以内に事業許可申請を行うように記載されていましたが、その期間が、延長されたことになります。なお、上記の期限内に事業承認証明書を取得しない場合は、政府令第 59 条の罰則規定²が適用されます。

¹ ①ネット販売(Online Ordering Function)、②マーケットプレイス (Electronic Marketplace) への出店、③マーケットプレイスの運営

² 政府令第 59 条 罰則規定

同首相令の規定に違反した個人、法人、組織は、警告、指導、懲罰、罰金、民事的損害賠償、罪の重さ従い刑事罰を科す

3. 「e コマース事業承認証明書」の種類について（政府令第 12 条、第 13 条の補足）

様々な商品やサービスをネット販売したり、マーケットプレイスへ出店したりする場合、商品の種類又はサービスの種類ごとに事業承認を得る必要はなく、事業ごとに「e コマース事業承認証明書」発行されます。また、「e コマース事業承認証明書」は、印刷版と電子版があり、有効性に違いはありません。なお、同承認証明書は、「e コマース事業許可証 (Business Operation License)」とは別物ですが、事業者が実際に存在していることを証明したり、紛争が生じたときの根拠となる書類であるため、ビジネス上の信用を得るうえで、重要な書面とみなされます。なお、ガイドラインでは、「e コマース事業承認証明書」が無効となる場合の条件（政府令が規定する事業者の権利と責務、禁止事項に違反した場合等）も示されています（政府令第 36 条、第 38 条、第 42 条の補足説明）。

4. 「e コマース事業許可証」の取得（政府令第 14 条から 17 条の補足）

マーケットプレイスを運営する場合、法人であることが前提であり、事業を実施するためには「e コマース事業許可証」を企業登録書 (Enterprise Registration Certificate) とは別に**商工業省国内貿易局**から取得する必要があります。

なお、マーケットプレイス運営事業者が、ネット販売やマーケットプレイスへの出店等をする場合は、商工業省国内貿易局から、上記、2 及び 3 で説明した「e コマース事業承認証明書」を別途取得する必要はなく、「e コマース事業許可証」のみで、すべての e コマース事業を実施することが可能です。また、「e コマース事業承認証明書」と同様に、事業許可証にも印刷版と電子版の 2 種類がありますが、ともに有効な許可証として認められています。

また、ガイドラインでは、「e コマース事業許可証」が無効となる場合の条件（政府令が規定する事業者の権利と責務、禁止事項に違反した場合等）も示されています（政府令第 40 条、第 42 条の補足説明）。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シ

ームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家1名を含む合計6名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。